



## つばき時事通信

NO.23

## 高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代表)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

### ちょっと一休みコラム

発想の転換・・・この言葉は、企業人などでの間ではよく耳にされると思います。

唐突ですが、プロ野球等の始球式でよく著名人などがピッチャーマウンドに立ってホームベースに向かって球を投げているいるシーンを見かけるかと思います。この時のストライクになる確率ってどのくらいだと思いますか。？ 20%?、30%?・・・

実は、100パーセントなのです。そのときの状況を思い起こしていただくとわかると思いますが、必ず、バッターボックスにバッターがいて空振りをしています。従って、その確率は100パーセントとなるのですが、実際に投球した球のみに注目してを推測して確率を推測して求めるより、その状況判断により正確な判断をした方がより正確な結論を導くことが可能となります。これって日常に於いても大事ですよ。

高橋事務所 石川

業務及び生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

#### [相続の問題]

### Q 遺留分額の算定の基礎とされる贈与にはどのようなものがあるか

遺留分とは

遺留分とは、一定の相続人のために法律上必ず留保されなければならない遺産の一定割合のことです。遺留分制度は、相続人の生活保障の要請から、被相続人の財産処分の自由を一定限度で制約する制度である。

#### A

##### 1 遺贈

遺留分は、被相続人が相続開始時において有した財産の価額に、その贈与した財産の価額を加えて算出される。

そこで、まず贈与のうち遺贈について考えてみる。遺贈の効力については、債権的効力説と物権的効力説の対立があるが、いずれの立場においても遺留分の算定に当たっては、遺贈された財産をその算定の基礎として含めるべきであるとする結論に変わりはない。

なお、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言について、これを遺贈と解すべきかどうかについては争いがあったが、最高裁平成3年4月19日判決(判時1384号24頁)は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか、又は、遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人をして単独で相続させる遺産分割方法が指定されたものと解すべきであるとしている。

ただ、このように解したとしても、遺留分の算定に当たっては、遺贈と同様その基礎となる財産に含まれることに争いはない。

## 2 死因贈与

死因贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用するものとされている。遺留分算定に関する死因贈与の取り扱いについて、多数説は、民法 554 条に従って死因贈与を遺贈と同様に扱うべきであると解している。従って、死因贈与の対象とされた財産も遺留分算定の基礎となる財産に含まれるものと解される。

## 3 生前贈与

生前贈与は、相続開始前の 1 年間にしたものに限り、算定の基礎となる財産に加えられる。なお、1 年以内の生前贈与かどうかの判断時期の基準としては、判例・学説とも行為（契約）時説を取っている（仙台高秋田支判昭和 36.9.25 下民 12.9.2373、注民（28）463 頁）。

次に、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をなしたときは、1 年前にしたものでも同様に取り扱いわれ、当該対象財産の価額が遺留分の基礎として算入される。ここで、「損害を加えることを知って」というのは、客観的に遺留分権利者に損害を加えるべき事実関係を知っていれば足り、遺留分権利者を害する目的・意思までは必要としない（大判昭和 9.9.15 民集 13.1792）。

ただし、判例は加害の認識について、将来の財産の増加のないことの予見が必要であるとしている（大判昭和 11.6.17 民集 15.1246）。

さらに、生前贈与のうち、相続人が被相続人から婚姻、養子縁組のため、若しくは生計の資本として受けた贈与は、相続分の前渡しとみられるから、特段の事情のない限り、いつなされたか、加害の認識があったか否かを問わず、遺留分算定の基礎となる財産に算入される（最判平成 10.3.24 判時 1638.82）。ところで、被相続人が生前贈与につき持戻義務免除の意思表示をした場合の取扱いについては、遺留分算定の基礎に無限定に算入されるとする説と、算入を否定する説に分かれていたが、大阪高裁平成 11 年 6 月 8 日判決（判時 1704 号 80 頁）は、民法 903 条 1 項の定める相続人に対する贈与の価額は、被相続人が持戻免除の意思表示をしている場合であっても、民法 1030 条の定める制限なしに、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入すべきである、として無限定算入説を採用している。

司法書士 高橋弘孝

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 商業登記全般（株式会社設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 借金の整理（破産・任意整理・過払い金請求ほか）
5. 成年後見業務・任意後見業務
6. 民事訴訟手続き（主に過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
7. 裁判所提出書類作成業務
8. 家事事件手続き